

葛尾村における避難指示区域の解除について（案）

令和 4 年 6 月 3 日
原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い、葛尾村において設定された帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域について、『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて（平成 30 年 1 月 21 日 原子力災害対策本部決定）』における避難指示解除の要件を満たすことから、解除することを決定する。
2. 上記 1. の解除は、令和 4 年 6 月 12 日午前 8 時に行う。

※ 上記の解除後の避難指示区域の概念図については、参考 1 参照。

※ 避難指示解除の要件については、参考 2 参照。

3. 本決定を踏まえ、葛尾村に対し、別添のとおり指示を行う。

以上

(別添)

指 示 (案)

令和4年6月3日

葛尾村長 殿
写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、葛尾村において設定された帰還困難区域のうち別紙に記載する区域については、平成30年12月21日に原子力災害対策本部において決定した『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて』における避難指示解除の要件を満たすことから、令和4年6月12日午前8時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上

葛尾村

帰還困難区域	葛尾村大字葛尾	字柏原のうち1番地2から10、 1番地12から21、2番地1から3、 2番地7から15、3番地1、3番地3、 3番地6から8、5番地1から3、 10番地1、10番地3、12番地1から3、 12番地5から16、14番地1、16番地、 17番地1から2、18番地1、 19番地5から6、19番地11、 19番地13から23、20番地1、 20番地3、20番地6、21番地1から5、 22番地2から7、23番地3から4、 23番地6、23番地9から20、 24番地1から5、25番地1から2、 25番地5、26番地7、26番地10、 26番地12、26番地14、 26番地16から20、27番地3から7、 27番地12から15、29番地2から3、 29番地15から16、30番地2から6、 32番地14から16、33番地、 34番地1から6、35番地、 36番地1から4、38番地1、 39番地、41番地1、47番地、 48番地1、48番地3から4、 49番地1から3、50番地1、 51番地1から3、52番地1から2、 53番地、54番地1から2、 55番地1から3、55番地5から7、 56番地、57番地1から6、 58番地から118番地、 119番地1から2、 120番地から129番地、 130番地1、130番地3から5、 130番地7から8、131番地、 132番地1から2、 133番地から144番地、
--------	---------	--

これらに接する道路（隣接する部分に限る）
字野行のうち1番地1、1番地7から11、
1番地13、3番地1、5番地2、
5番地5から10、5番地12から16、
6番地1、7番地1から2、
8番地から9番地、10番地2、
13番地から18番地、19番地1から2、
20番地1、20番地4から11、
21番地1から7、22番地1から4、
23番地1、24番地1、24番地3、
24番地5、27番地1から2、
27番地18、27番地22、27番地25、
27番地27から39、35番地1、
36番地1、36番地3から4、39番地4、
39番地7から10、40番地1から6、
41番地1から5、42番地1から2、
43番地1から4、44番地1、
44番地6から8、45番地1から2、
45番地4、45番地11、45番地13、
46番地1から2、47番地3、
47番地14から17、48番地1、
49番地1、49番地3から4、50番地1、
54番地、55番地1、55番地4、
56番地1から3、56番地7、58番地1、
58番地3、59番地1、59番地4、
60番地1、60番地6、61番地1から2、
62番地1、64番地1から2、
65番地1から2、65番地5、67番地、
67番地6、68番地、69番地1、
70番地1、70番地4、71番地1、
71番地8、72番地1、72番地4、
73番地、75番地1から2、76番地、
79番地2、80番地2、84番地、
86番地4、88番地から89番地、
90番地1から2、90番地5、
91番地1から2、93番地1、
93番地3から7、95番地1、

95番地3から4、97番地、
99番地1から16、102番地2、
102番地4、102番地14から18、
102番地20、103番地2、
103番地4から5、103番地8から9、
104番地1から2、107番地2、
107番地4から6、107番地8から9、
107番地11から12、
109番地1から2、111番地1、
111番地3から4、116番地1から3、
117番地、118番地1から2、
119番地、121番地2から10、
122番地1から2、
137番地から138番地、139番地2、
141番地、155番地、157番地、
158番地1から2、
159番地から169番地、
170番地1から2、171番地、
173番地1から2、174番地、
175番地1から2、
176番地から180番地、
181番地1から6、
182番地から184番地、
188番地1、188番地3、
193番地から194番地、
195番地1から2、196番地1から2、
197番地1から2、198番地、
199番地1から2、200番地1から2、
201番地1から2、202番地1から2、
203番地1から2、204番地、
205番地1、206番地から223番地、
224番地1から2、225番地1から2、
226番地から243番地、
245番地から248番地、
これらに接する道路（隣接する部分に限る）
字小出谷のうち1番地8、13番地2、
これらに接する道路（隣接する部分に限る）

県道浪江三春線、村道柏原・阿掛線、村道野行・岩角線、村道落合・下野行線及び林道野行・大笹線

葛尾村内国有林磐城森林管理署 1090 林班のうち「イ」の区域

避難指示区域の概念図

(参考 1)



避難指示解除の要件について

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂

(平成27年6月12日原子力災害対策本部決定・閣議決定) (抄) /

特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて

(平成30年12月21日原子力災害対策本部決定) (抄)

○避難指示解除の要件（「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日 原子力災害対策本部より）

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との十分な協議